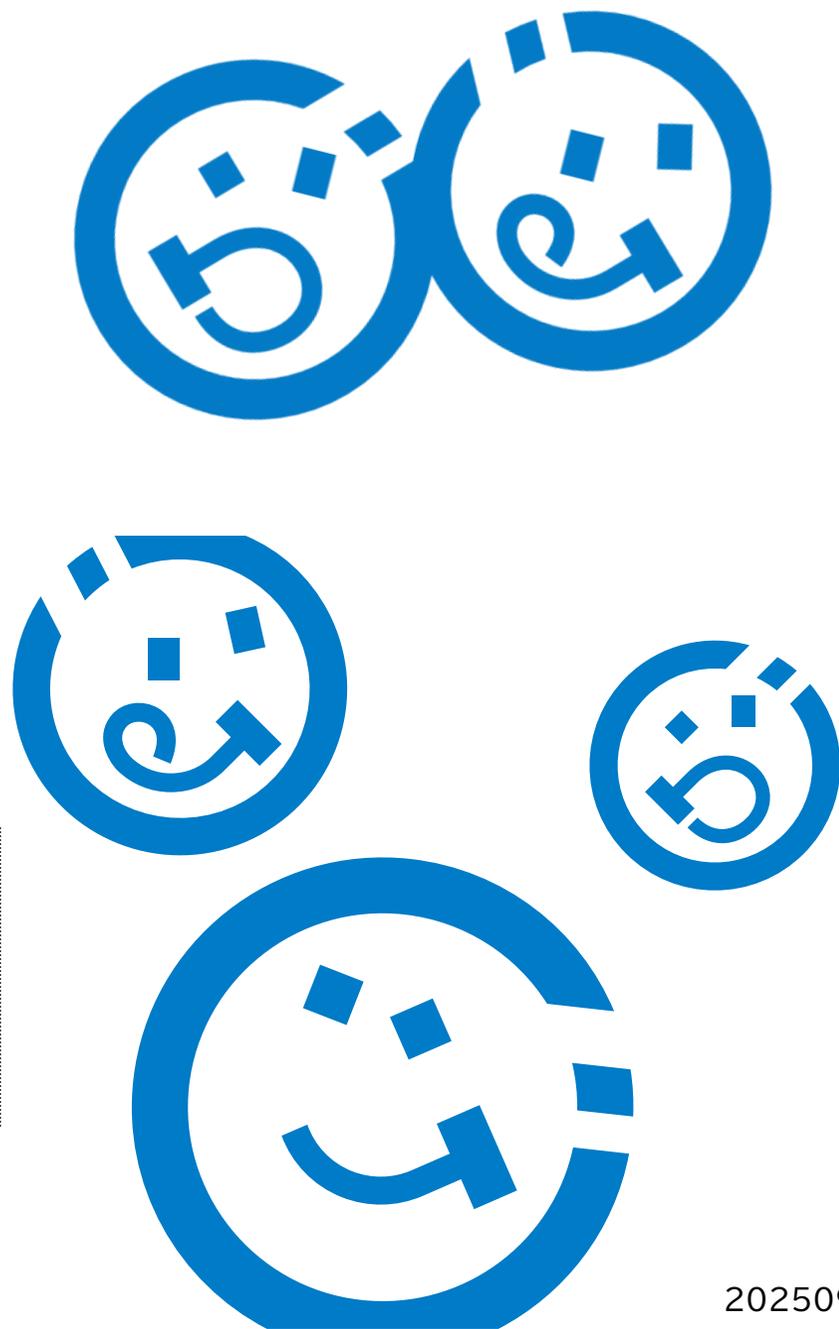


# 第13回

## トラブルに強くなる

本資料は、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が作成したものです。ご使用にあたっては、下記リンク先の「講義資料の使用に関する留意事項」をご確認ください(クリックすると、J-FLEC HP(金融経済教育推進会議 大学連携講座ページ)に遷移します)。[大学連携講座](#)  
本資料は、中立・公正な立場から金融経済教育を実施することを目的としており、特定の金融商品の勧誘を意図しておりません。J-FLECは、インターネットを通じて提供されている情報を含め、信頼性が高いとみなされる情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確である事を保証するものではありません。また、本資料の内容等は予告なしに変更される事があります。



- ① 契約の基礎知識
- ② 消費者を守る法制度
- ③ 若者が陥りやすい消費者トラブルと注意点
- ④ 若者が陥りやすい金融トラブルと注意点
- ⑤ トラブルになったときの対処法と相談窓口

- 金融リテラシーとは、経済的に自立し、より良い生活を送るために必要な『**お金に関する知識や判断力**』のことです。
- トラブルの入り口や詐欺師の手口には様々なものがあります。まずは『**基本となる金融の知識を知っておくことで、トラブルの入口に気づきやすく**』なります。

## 金融リテラシーの重要性

トラブルの入り口や詐欺師の手口は色々…



金融リテラシーをしっかり身に付けることは  
トラブル防止のためにとっても重要



### 情報化・デジタル化

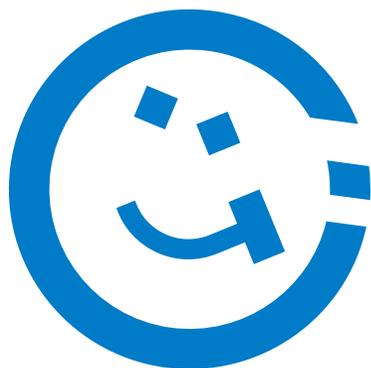
- ・インターネット、スマートフォン、電子商取引

### グローバル化

- ・海外事業者が関連する取引

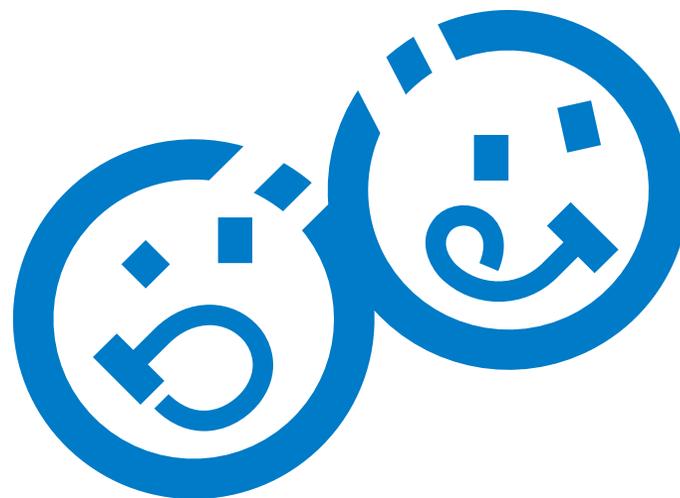
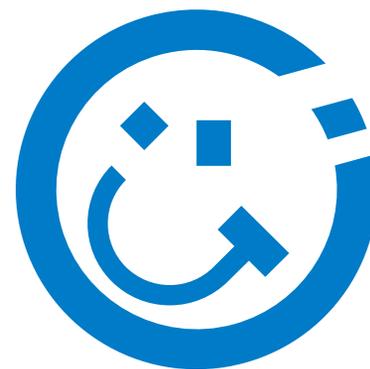
### キャッシュレス化

- ・各種カード、電子マネー、決済手段の多様化



1

# 契約の基礎知識



○ 18歳(成年)になると、未成年のときと何が変わるでしょうか。

## 18歳になったらできること

### 保護者の同意がなくても契約可能

- 携帯電話を契約する
- 一人暮らしの部屋を借りる
- クレジットカードをつくる
- ローンを組む



以下の行為は20歳から！

- 飲酒や喫煙
- 競馬、競輪などの投票券を買う



**重要!**

18歳(成年)からは、未成年を理由とする契約の取消しはできない(未成年者取消権は使えない)。

悪質商法や詐欺のような契約には注意。

正しい金融リテラシーを身につけることが重要です！

- 若者の相談事項を見ると、「脱毛エステ」「他の内職」「出会い系サイト」「賃貸アパート」等に関するものが、また販売種別では、「インターネット通販」に関するものが多いです。

契約当事者が18歳・19歳の  
商品・役務等別相談件数

順位	商品・役務等	件数
1	脱毛エステ	613
2	商品一般 (架空請求など)	608
3	医療サービス (美容医療など)	583
4	賃貸アパート	340
5	他の内職・副業 (アフィリエイト内職など)	337

販売方法・手口別の相談件数  
(18歳・19歳)

順位	販売方法・手口	件数
1	インターネット通販	2,456
2	定期購入	735
3	家庭訪販	523

(出所)独立行政法人国民生活センター「18歳・19歳の消費生活相談の状況」(2024年度)をもとに作成

## クイズ

?

契約が有効に成立するのは、次のどの時点でしょう？

- ①口頭で承諾したとき
- ②申込書に署名、捺印したとき
- ③注文した品物を受け取ったとき
- ④代金を支払ったとき
- ⑤品物を使用したとき



## クイズ

?

次のうち、「消費者契約」はどれでしょう？

- ①大学に入学する
- ②クレジットカードを作る
- ③スマートフォンで音源をダウンロードする
- ④フリマアプリで個人からライブチケットを買う
- ⑤販売用のハンドメイド雑貨の材料を買う
- ⑥コンビニでアルバイトをする





2

# 消費者を守る法制度

- 消費者を守るため、消費者契約法や特定商取引法などの法律があり、一定の要件を満たせば『消費者契約法に基づく契約の取り消し』や『クーリング・オフ』を行うことができます。

消費者

&lt;

事業者

消費者と事業者の間には情報の質・量・交渉力の格差

+

情報活用能力や脆弱性への対応能力の格差

こうしたことを踏まえ、消費者の保護を目的とする法律が存在

### 消費者契約法

消費者契約について、不当な勧誘による契約の取り消しと不当な契約条項の無効等を規定する法律

### 特定商取引法

事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律。消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールやクーリング・オフ等の消費者を守るルール等を規程。

- 『消費者契約法』では①『不当な勧誘により』締結してしまった契約を『取り消せる』ことや、②消費者の利益を『不当に害する』契約条項が『無効』となることを定めています。

	消費者契約法
内容	➤ 不当な勧誘で契約した場合等に、契約の取り消しが可能
販売形態	➤ 全ての消費者契約
適用できる契約や商品	➤ 消費者と事業者との契約全て及び当該契約に関わる全ての商品
取消権の行使期間	<p>➤ 短期: 追認をすることができる時(※)から1年間            靈感商法等の場合は3年間</p> <p>➤ 長期: 契約の締結の時から5年間            靈感商法等の場合は10年間</p> <p>※ 消費者が誤認をしたことに気づいたときや困惑を脱したとき等            取消しの原因となっていた状況が消滅したとき。</p> <p>(出所)消費者庁「知っていますか?消費者契約法(令和5年6月)」</p>
取消方法	➤ 書面が望ましい

## 例

SNSで知り合った男性と何度か連絡をして好きになった。宝石展示場に誘われていったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と男性から言われ契約。



## デート商法等(好意の感情の不当な利用)

## 例

将来値上がりすることが確実ではない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売。

必ず値上がりすると言われた等  
(断定的判断の提供)

## 例

就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と勧誘



## 就職セミナー商法(不安をあおる告知)

## 例

ウォーターサーバーを買うか親に相談したいと言ったら、それはダメだと相談を妨害して勧誘。

威迫する言動を交えて  
相談の連絡を妨害

○『消費者契約法上取消しができる事例』には、さらに以下のようなものがあります。

### 取消しが可能な事例

**不実告知**(重要事項について事実と異なる説明があった)

**不利益事実の不告知**(消費者に不利な情報を告げなかった)

**不退去**(事業者が消費者の自宅や勤務先などに居座った)

**退去妨害**(販売店などで消費者が強引に引き留められた)

**退去困難な場所へ同行**(勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘した場合)

**過量契約**(分量や回数などが多すぎる)

**靈感等による知見を用いた告知**(靈感商法)

**契約締結前に債務の内容を実施**するなど

## 事業者は責任を負わないとする条項



例

「当ジムは会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的な事故についても一切責任を負いません」とする条項

例

「毎月の家賃は当月20日までに支払うものとする。前記期限を過ぎた場合は1か月の料金に対し年30%の遅延損害金を支払うものとする」とする条項



平均的な損害の額を超える  
キャンセル料条項

## 消費者はどんな理由でもキャンセル不可とする条項



例

「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません」とする条項

- 『消費者契約法上無効となる事例』には、さらに以下のようなものがあります。

無効となる条項	事例
免責範囲が不明確な条項	「当社は“法律上許される限り”1万円を限度として損害賠償責任を負う」など、免責の範囲が不明確な条項。
消費者の利益を一方的に害する条項	民法では、事業者に対し「商品の種類・品質が契約内容に適合していない場合、その事実を知ったときから1年以内に通知すること」が定められているにもかかわらず、正当な理由なく、この期間を不当に短くするような条項。

(出所)消費者庁「知っていますか？消費者契約法(令和5年6月)」

- 『クーリング・オフ』とは「法定の販売方法で購入した商品やサービスが、『本当に必要かどうかを考え直す期間』のことです。

### クーリング・オフの要件と効果

- ① 契約書面を受け取った日から
- ② 8日間(マルチ商法等の場合は20日間)以内に
- ③ 文書で通知をすれば、
- ④ たとえ、購入した商品やサービスを使っている、無条件で契約を解約することができる。  
解約理由を説明する必要はない。

販売方法	クーリング・オフ可能期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供（エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、結婚相手照会サービスなど）	8日間
訪問購入（いわゆる押し買い）	8日間
連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、モニター商法）	20日間

※ 申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から起算  
取消しは書面、FAX、電子メールなどの電磁的記録で行う。

※ クーリング・オフの対象外となる取引

- 店舗販売、通信販売
- 健康食品・化粧品等消耗品の使用分
- 他の法律の定めのあるもの（金融商品、不動産、通信回線など）
- 自分から業者を呼んで購入した場合
- 葬儀・飲食店の呼び込み、自動車の購入、医師・
- 3,000円未満の取引
- 弁護士との契約
- 事業主として行った契約

- ハガキに右の事項を記載する。  
証拠として、**コピーを取って**手許に残す。  
郵便局の窓口で、「**特定記録郵便**」で発送する。
- クーリング・オフによる契約の解除は、**通知を出した日**に成立。  
**業者の承諾は不要**。  
支払済みの代金は全額返金される。**違約金等**はかからない。

## 書面(はがき)の場合

## 契約解除通知

私は次の契約を取りやめます。

1. 契約日 令和 年 月 日
2. 商品名
3. 契約金額
4. 販売会社名(担当者名)

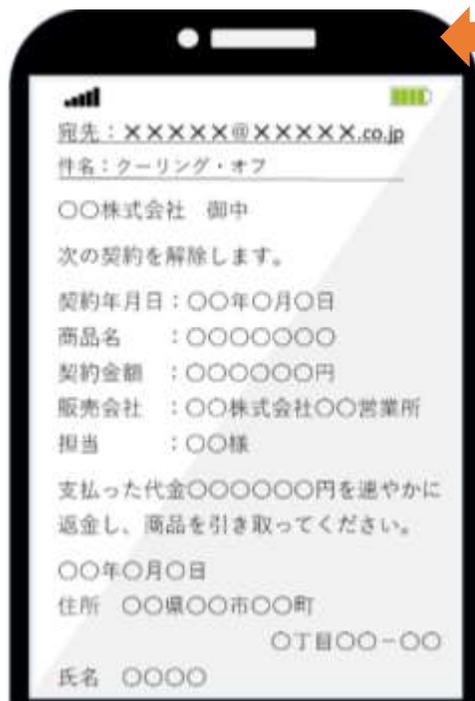
支払った代金は返金してください。  
受け取った商品はお引き取りください。

令和 年 月 日

自分の住所  
氏名

## 電磁的記録による場合

- クーリング・オフ期間内に通知する。  
期間内かどうかは**送信日**で判断される。
- 発信履歴が残るようにデータを保存する。
  - ・メール: 送信済みのメール、メールの**送信記録**、画面の**スクリーンショット**をとる。
  - ・専用フォーム: **通知内容と通知した日付**がわかるよう**画面のスクリーンショット**をとる。
  - ・FAX: 送信文書とFAXの**通信記録**を保存する。
- ★上記のデータは5年間保存する。
- 支払った金額、手元に商品がある場合は、書面での手続きと同様に対応する。



- 契約がおかしいと感じたら、『消費生活センターや消費者ホットライン』に相談しましょう。

契約や商品について困ったときは  
⇒ 消費者ホットライン  
(全国共通)

188(いやや)



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター いやヤン

※ 消費者ホットラインにて、お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内いただけます。

3

# 若者が陥りやすい 消費者トラブルと注意点

- 通販サイトの中に紛れる偽サイト(実際の企業のサイトと誤解させるように作成された偽物のサイト)に関するトラブルが起きています。

価格比較サイトで一番安かったブランドもののバックパックを注文し、代金を銀行に振り込んだ。数日で届くはずなのに商品が届かず、メールで問い合わせたが返信がない。サイトには電話番号がなく、連絡がつかない。



どこも売り切れのセーターを扱っているサイトを見つけたので注文し、クレジットカードで決済した。数日後、中国から偽物が届き、カードの請求明細にはドル建てで請求が上がっていた。ネットには詐欺サイトとの書き込みが多数あった。



- 通常の販売価格から**大幅に値引き**されたサイトには要注意。
- **URLや文章表現がおかしい**場合、偽サイトの可能性大。
- **支払方法が限定**されているサイトにも注意が必要。

- 定期購入と知らずに契約してしまうトラブル、初回のみで解約するつもりが解約させてもらえないといったトラブルが起きています。

定価9,480円のところ、お試し価格500円のダイエットサプリを注文。ところが翌月も再度商品が届き、6,480円の請求があった。サイトを確認すると、お試し価格の下に小さな文字で4か月以上の定期購入が条件記載されていた。



スマホから初回980円の除毛クリームを定期購入で注文した。初回だけで解約しようとしたが解約は電話連絡のみで、何回かけても混み合っていて通じない。



- ネット注文の際は、**契約条件の細部まで**しっかり確認。
- 契約前に**販売業者の評判**を入念にチェック。
- 「いつでも解約できる」という記載や「**安価にお試し可能**」との誘い文句に注意。

- 通信販売はクーリング・オフの対象外です。
- 広告やサイト内に記載された事業者情報や購入条件(定期購入等)をしっかりと読んでから注文することが大切です。

- ✓ 「特定商取引法にかかるとの表記」「会社概要」をチェック
- ✓ 販売業者の氏名または名称、住所及び電話番号
- ✓ 解約・返品可否、可の場合はその条件
- ✓ 支払方法:前払い or 後払い 振込 or クレジットカード
- ✓ オンラインモールに出店している事業者か

※ 海外事業者との取引には要注意！

さまざまなリスクが存在することをあらかじめ認識したうえで、慎重な取引を行うことが重要。

【例】ことばの壁、事業者の所在確認が困難、法律や商習慣の違い…etc.

● 国民生活センター越境消費者センター(CCJ)

— 海外事業者とのトラブルの相談窓口 <https://www.ccj.kokusen.go.jp/>

- 賃貸住宅(マンション・アパート)から退去する際の必要経費をめぐるトラブルが起きています。

賃貸マンションの退去にあたり、納めてあった敷金8万円が戻らないばかりか、クロス張替やハウスクリーニング代として12万円請求された。



- 賃借人は、退去時に部屋を**原状(借りた当時の状態)**に戻して家主に返す義務がある。
- 普通に生活していて傷む**損耗(畳やクロスの日焼け、建具のゆがみ等)**は、家主の負担で修繕するのが原則。
- ※ 賃貸契約に「**損耗についても賃借人が負担する**」旨の特約がある場合は、原則として特約が有効。**契約時には特約を要チェック**。

- お試しのつもりが高額なコースを契約させられるトラブル、通い放題コースの中途解約をめぐるトラブルが起きています。

初回限りのつもりで3000円の体験エステに出かけたところ、17万円の痩身コースを契約させられた。



医療脱毛の5年間通い放題コースを30万円で契約。予約が取れず、1年で3回しか通えなかったため、中途解約したいと申し出た所、既に返金対象期間を過ぎており、解約できないことが発覚。



- エステティックサービスは**8日間のクーリング・オフが可能**。クーリング・オフ期間を過ぎても一定の解約料を支払えば中途解約ができる。
- 美容医療の一部にもクーリング・オフが適用される。
- 長期契約の場合、「**有償**」と「**無償**」の**期間・回数**が中途解約の清算ルールに影響するため、契約時に要チェック。

4

# 若者が陥りやすい 金融トラブルと注意点

- 違法な金利で貸付けする『ヤミ金融(貸金業 無登録業者)には絶対に接触しない』でください。
- 自身だけでなく、『会社・家族へも暴力的・脅迫的な取り立て』が行われる可能性があります。

## SNS ネット掲示板



お金を貸します！審査不要！  
#個人間融資  
#お金貸します  
#ひととき融資

近年はSNSで個人を装って接触してくる  
ヤミ金融業者も増えています

○ 近年は『**個人間融資**』『**後払い(ツケ払い現金化)**』などの手口が広がりを見せています。

個人間融資には、主に以下のようなトラブルがあります。

1. 法外な利息の支払いを求められる
2. 保証金をだまし取られる
3. 性的な関係を要求される(ひととき融資)
4. 個人情報情報をネットでさらされる



生活資金に困ったときは、最寄りの社会福祉協議会に相談！  
無利息や低金利で、お金を借りられる公的融資制度があります。

[「都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページ\(リンク集\)」](#)

- SNSを見ていたら、こんな投資の広告が出てきました。
- 有名な経済番組やタレントが出てくる広告なら、安心して投資ができるのでしょうか。



有名経済番組  
出演者がおススメ  
する投資法

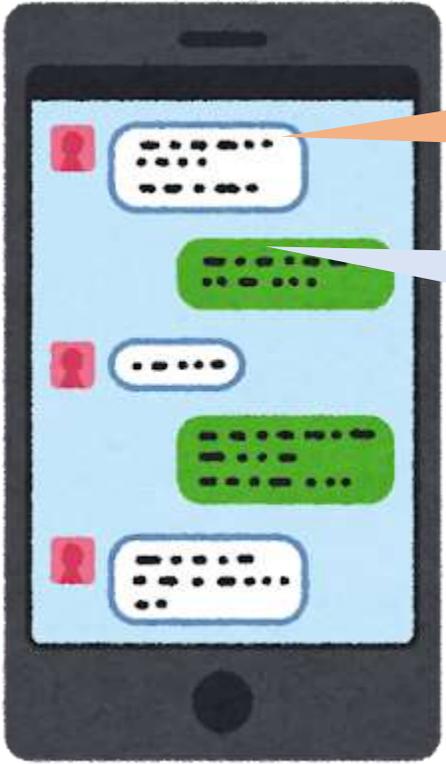


あの有名タレントが  
実際に行っている  
投資とは

あの有名人も  
やっているなら  
やってみよう！



- 広告からメッセージアプリに誘導され、「先生」や他の参加者が投資についてやり取りしています。
- そのやり取りを見て、実際にアプリへ入金すると…



先生:このアプリでこういう取引をすると  
儲かりますよ!

他の参加者:先生のおかげで  
本当に100万円儲かりました!

自分も早くやらなきゃ!  
アプリに入金しよう!



- アプリからは出金できず、「先生」にも連絡は取れなくなります。
- 近年、『著名人のインタビューや経済番組の画像を悪用した広告がSNS等で非常に多くなっています』。



アプリから出金できない…  
先生にも連絡が取れない…



実は先生も参加者も全て詐欺師  
広告はテレビ番組やタレントの  
写真を勝手に悪用していた

- マルチ商法は、いずれも「友人・知人を紹介して商品を買ってもらおうと儲かる」「友人・知人が入会すると配当金がもらえる」等、『**他人を勧誘することが前提**』となっています。



友達を紹介すると代金の一部を報酬としてもらえて儲かりますよ  
まず自分で商品を購入したら  
すぐに始められますよ！

実際には…

ほとんど儲からず、  
借金に苦しむ人が多くいます。  
違法な業者がほとんどです。

○ マルチ商法や投資詐欺勧誘のきっかけとなるパターンを覚えておきましょう。

《学生時代の同級生》



久しぶり！  
ビジネスに  
興味ない？

《マッチングアプリ》



《街中での一見関係ない声掛け》



この辺で美味しい  
居酒屋やカフェを  
知りませんか？

《大学や社会人のサークル》



意外なところにトラブルの入り口は潜んでいます！

## ○ こんなメールがきたらどうしますか？

- ▶ あなたの**アカウントに不正アクセス**がありました。至急以下のサイトからアクセスしてログインしてください。**ログインしないとあなたのアカウントは安全のため失効**します。
- ▶ ○○に関する**申告の参考となる情報**について、メッセージボックスに格納しましたので、**内容をご確認ください**。
- ▶ お客様のアカウントは○○サービスを更新できませんでした。**カードが期限切れになった可能性**があります。



不安な気持ちになった方、**フィッシングに要注意**です。

- 携帯電話会社、宅配業者、銀行、証券会社をかたって本物そっくりの偽サイトに誘導する事例が多数発生しています。



## フィッシングとは

- 実在のサービスや企業をかたり、偽のメールやSMS(携帯電話のショートメッセージ)で偽サイトに誘導し、IDやパスワードなどの情報を盗んだりする手口です。
- 情報を盗まれると、アカウントを乗っ取られてお金を奪われたり、保有している株式を勝手に売買されたり、インターネット通信販売サイトで勝手に買物をされたりします。

## 偽画面の例

ログインはこちらから

会員ID

パスワード

ご利用者の生年月日 西暦  年  月  日



画像認証 画像に表示されている文字を入力してください。  
クリックすると別の文字に変わります。  
アルファベットの小文字と数字で5文字です。

**ログイン**

[> ID・パスワードをお忘れの場合はこちら](#)  
[> プリペイド残高のみのご振替はこちら](#)

【重要】不正ログインを防止するために以下の点をご注意ください  
1. 他社サービスとは違うログインID・パスワードを設定する。  
2. パスワードは定期的に変更し、過去に使用したものは極力使用しない。  
3. 第三者が容易に推測できるパスワードを使用しない。

## &lt;入力を求められる情報の例&gt;

- クレジットカード番号、金融機関の口座番号、暗証番号
- 住所、氏名、電話番号、生年月日
- 電子メール、インターネットバンキング、SNSアカウント等のID・パスワード
- 運転免許証、マイナンバーカードの画像情報等

## お支払い方法の更新

お客様の個人情報を安全に送信するためにSSL暗号化通信を利用し、第三者によるデータの改ざんや盗用を防いでいます。



クレジットカード名義人

カード番号

有効期限:

01  2021

セキュリティコード

生年月日

日  月  年

(出所) 警察庁ウェブサイト「フィッシング対策」  
(<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>)

- 偽物と『見た目で判断することは困難』です。フィッシングサイトに『繋がらない(閲覧しない)ようにしましょう』。

## フィッシングの対策

1. 電子メールやSMS内のリンクはクリックしない
  - 電子メール等に記載されたリンクの真偽の判断は困難
  - あらかじめ公式サイトをお気に入りに登録するなどし、正しいサイトに接続
2. パソコンやモバイル端末をアップデートして安全に保つ
  - 端末を安全な状態に保ち、アプリのぜい弱性等の悪用を防止
  - 携帯電話会社などが提供する迷惑メッセージブロック機能なども活用
3. ワンタイムパスワードに加えて、指紋や顔認証などを活用する
  - ログインの度に異なるパスワードを入力するサービス※等を活用
    - ※パスワードはメールなどで通知
  - IDパスワードの使いまわしはしない
    - ※足元ではワンタイムパスワードでは防げないフィッシングも登場しています。より強固な仕組である指紋や顔認証などを活用することで安全性が高まります。

- 最近お金を使いすぎ、アルバイト代だけでは足りなくなりそうです。SNSを見ていたら、「稼げるバイト」の紹介が出てきました。
- 指定されたアプリで「履歴書」(自分の個人情報)を送ると、即日入金の仕事を紹介してくれるそうです。

SNS  
ネット掲示板

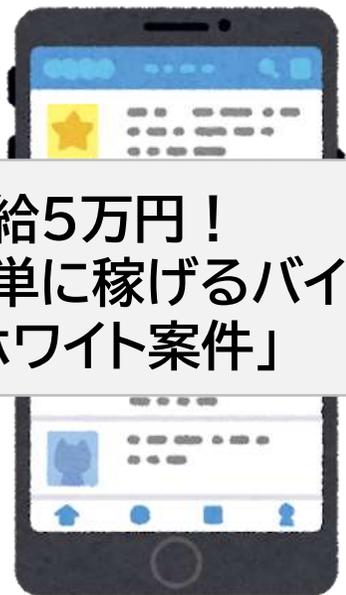


お仕事紹介のため、  
免許証や家族構成を  
登録してください



仕事内容は・・・  
(詐欺・強盗の  
実行役など)

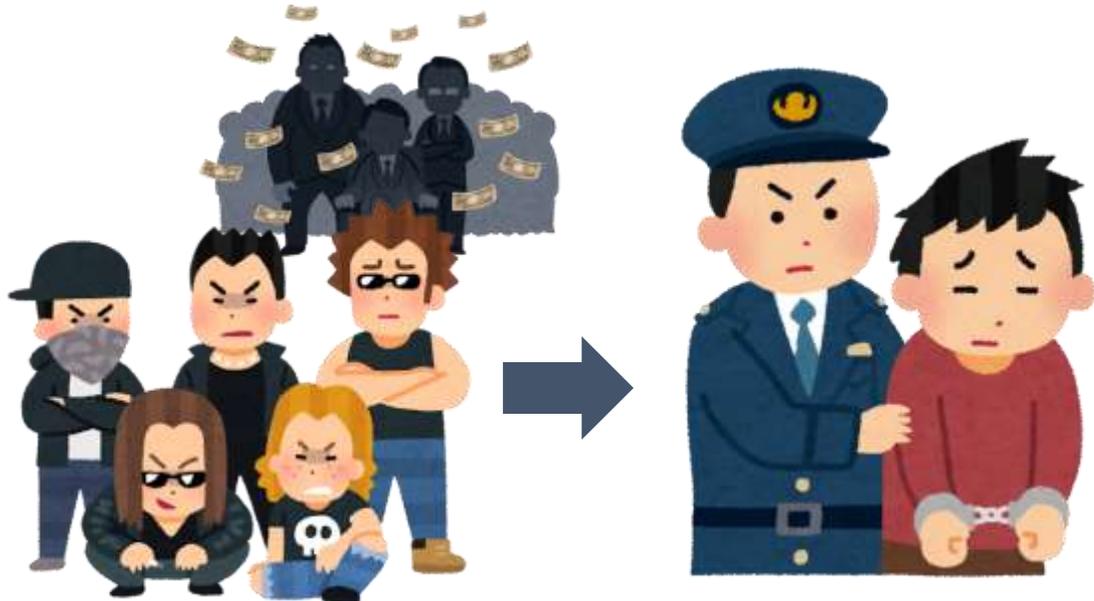
日給5万円！  
簡単に稼げるバイト！  
「ホワイト案件」



ここで初めて  
犯罪であると  
気が付く



- 犯罪だと気づいて拒否すると、相手の様子が一変しました。「家族を狙う」「顔や住所を知っているので逃げられないぞ！」と脅迫されて、従ってしまいました。
- 一度でも犯罪行為に加担すれば、離脱は困難です。



脅されていることを  
相談できず

詐欺や強盗に  
加担させられ逮捕

SNSのほか、先輩や仲間に誘われて断れなかったというケースもあります。「怪しいな」「不安だな」と思ったら信頼できる大人や警察にすぐ相談！

警察相談専用電話  
#9110

○ 闇バイトの特徴を知っておき、被害を未然に防ぎましょう。

1. 「銀行口座を代理で開くだけ」や、「現金を引き出すだけ」等、  
一見簡単な仕事に見える。  
－いずれも詐欺等に利用されます。簡単に大金を稼ぐ方法はありません。
2. 免許証や学生証、家族構成を登録させる。  
－いざ危険な犯罪であることに気づいても、「住所を知っている」「家族に何かあっても知らないぞ」等と脅されることが多くなります。
3. 犯罪組織に利用され、捨て駒にされる。  
－何度も犯罪をさせられ、最終的には実行犯として闇バイトに応募した人だけ逮捕され、犯罪組織は逃げてしまうケースも多いです。

「闇バイトに応募してしまったかもしれない」「免許証等を登録してしまい脅されている」というときは、**すぐに警察に相談しましょう。**

- 『オンラインカジノによる賭博』や、『オンラインカジノに誘導する情報発信、広告・宣伝を行うことは犯罪』です。「犯罪と知らずにやってしまった」ということがないよう、正しい知識を身に付けましょう。

## オンラインカジノとは

スマートフォンやパソコンなどを通じてオンライン上でゲームを行い、その結果に対して現金や暗号資産、電子マネーなどを賭けるもの



- ◆ オンラインカジノの多くは、海外で運営されており、その国では合法でも、**日本国内からこれらのサイトにアクセスしてオンラインカジノで賭博を行うことは「賭博罪」などの犯罪**になります。  
「有料版」はもちろん、「無料版」や「無料ボーナス(ポイント)」でも、絶対にやめましょう。
- ◆ **オンラインカジノサイトに誘導する情報発信も違法**になります。(SNSなどで、オンラインカジノサイトのリンクを投稿したり、オンラインカジノサイトを紹介するまとめサイトを作成すること等)

(出所)

- ・政府広報オンライン「オンラインカジノによる賭博は犯罪です！ 広告・宣伝することも禁止に！」
- ・警察庁WEBサイト「オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！」より作成

賭博罪	賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料
常習賭博罪	常習として賭博をした者は、3年以下の拘禁刑

5

# トラブルになったときの 対処法と相談窓口

## ○ 悪質商法や金融トラブルを防止するための鉄則を把握しておきましょう。

### 1. 「簡単に儲かるビジネスや投資」は存在しません

－例えば金融商品でも、リターンが高いものはリスクも高いものです。頭ではわかっているけど、「仮想通貨・NFT・AI」等といった流行のワードを組み合わせられたり、「あなただけに特別な話」と特別感を演出されたりすると、騙されやすくなってしまいます。

### 2. 投資は借金をして行うものではありません

－投資は余裕資金で行うものです。「お金がないなら借金をしよう」といった勧誘をしてきたら、確実に詐欺です。

### 3. 少しでも「怪しい」と感じたら近づかないようにしましょう

－詐欺師は人を騙すマニュアルやノウハウを持っています。「友人を助けるため」「やめさせるため」といった目的で近づいた結果、自分が被害に遭うこともあります。

### 4. SNSの投稿には注意しましょう

－「お金を持っている」アピールをする人や、「お金を無償で配る」といったアカウントは、詐欺勧誘の入り口です。近年はSNS経由での被害が増えています。

消費者ホットライン	188(いやや)
警察総合相談窓口電話番号	#9110
法テラス日本司法支援センター	0570-078374
金融庁金融サービス利用者相談室	0570-016811
総務省電気通信消費者相談センター	03-5253-5900

**トラブルにあったら、ひとりで悩まず、相談しましょう。**

- 消費生活センターは、『消費生活全般』に関する情報提供やトラブル解決のための助言等を、中立・公正な立場で行う機関。(必要に応じて、他機関(弁護士会等)の紹介や紛争解決のあっせんも行う。)

## 相談のポイント

どこの消費者センターに相談したらいい？

相談者が在住・在勤・在学している地域のセンター

相談するときは、

①少しでも早く ②トラブルにあった本人が ③資料・記録をそろえて  
相談に臨むことが大切です。

いったん相談が始まれば、

①「事実」を隠さずに話すこと  
②あきらめず、粘り強い姿勢を持つこと  
③解決するのは自分自身であるとの自覚をもつこと が肝要です。